



『子育て安心 明るい未来のまち』
ひろびろとした子育ての輪

お問い合わせは
各電話番号へ

イベント 保育士がそびのお手伝い 「おひさま広場」においてよ

とき	時間	ところ
4/24(月)	10:30～12:00	双葉町公園
5/13(土)	10:00～12:00	大平幼稚園
5/22(月)	10:30～12:00	駿河台公園

対象 子供とその保護者
 ※大平幼稚園は駐車場があります。
 ※雨天の場合は中止です。
 ※汚れてもよい服装で、当日、直接会場へどうぞ。
 ◎沼津っ子ふれあいセンター「ぼっぼ」
 ☎055-952-8077

お知らせ 子育て中のみなさんが楽しく過ごせる場所 地域の「エンゼルサロン」へ出掛けてみませんか

対象 幼稚園・保育園・こども園入園前の子供とその保護者 ※当日、直接会場へどうぞ。

ところ	とき	問い合わせ	ところ	とき	問い合わせ
門池地区センター	第2水曜日、10:00～11:30	佐々木さん ☎080-6919-2647	愛鷹地区センター	第3金曜日、10:00～11:00	愛鷹地区センター ☎055-966-5301
片浜地区センター	偶数月の第1金曜日、10:00～11:30	成田さん ☎055-967-3755	第四地区センター	第3火曜日、10:00～11:30	稲毛さん ☎055-933-0320
原地区センター	第4木曜日、10:00～11:30	渡邊さん ☎055-966-8532	大岡地区センター	第3木曜日・第4土曜日(不定期)、9:40～11:30	大岡地区センター ☎055-924-0299
大平地区センター	第4水曜日(年5回)、10:00～12:00	大平地区センター ☎055-934-3980	◎せんぼん子育て支援センター「かもめ」		☎055-962-7818

講座教室 親子で一緒に遊ぶ初めての英語 イングリッシュ デビュー

とき	時間	クラス	申込期限
5/19(金)		①キッズ1 ②キッズ2	5/8(月)
6/16(金)	① 9:45～10:30 ② 10:50～11:35	①キッズ2 ②キッズ1	6/2(金)
7/13(木)		①ベビー ②キッズ1	6/30(金)

ところ サンウェルぬまづ多目的ホール
対象 クラスにより異なります
定員 各25組(申込多数の場合は抽選)
参加料 1組2人100円
申込方法 専用フォームまたは電話で
 ◎生涯学習課 ☎055-934-4870 専用フォーム



沼津市民憲章は制定50周年を迎えます。この記念すべき年により一層市民憲章の普及・啓発をしていくため、様々な50周年記念事業を実施します。

◆沼津市民憲章とは

市民憲章は、市民一人ひとりが郷土を愛し、お互いの幸せと心豊かな生活を送るため、自分たちのまちづくりの規範にしようという目的で作られました。
 市民憲章の制定に際しては、市民が自らの手で作成することとなり、多くの市民各層を代表する55人の市民憲章制定委員により検討され、昭和48年7月1日に沼津市制施行50周年を記念して市が制定しました。

沼津市民憲章

富士の秀峰、愛鷹山と千本松原の緑、洋々たる駿河湾、狩野川の流れ。私たちは、この美しい自然と豊かな郷土を愛し、先人の努力を受け継ぎ、さらにすぐれた健康都市を築いて、これを次代に引きつぐ責任と誇りを感じます。私たちは、お互いの幸せを願い、ここに市民憲章を定め、力強く実践していきます。
私たち沼津市民は

1. 緑と水と空、このかけがえのない自然を守り育て、清潔な環境をつくります。
1. すずんで心身をきたえ、健康と文化の向上につとめます。
1. 仕事に生きがいを見だし、意欲をもって働きます。
1. 人権を尊重し、時間と規則を守ります。
1. 善意と思いやりをもって、温かい家庭と社会を育てます。



沼津市民憲章マーク

50周年記念絵はがき写真募集

「富士山・愛鷹山・千本松原・駿河湾・狩野川～感動の風景に出会えるまち・沼津～」をテーマとした絵はがきの写真を募集します。



応募規定 ①市内から撮影したもの②A4サイズ(210×297mm)のカラープリントで、合成処理の加工をしていないもの③応募者自身が撮影した写真で未発表のもの

応募方法 応募作品1点ごとに、市役所2階地域自治課または市ホームページにある応募用紙を作品の裏面に貼り付けて、直接または郵送

応募期間 4月24日(月)～6月30日(金)

沼津市民憲章講演会

和太鼓奏者で社会福祉士でもある片岡亮太さんによる講演会です。

とき 5月31日(水)、15時～16時

ところ 市民文化センター大会議室

演題 「当たり前」に揺さぶりを！～視点が変われば社会も変わる～

定員 50人(先着順)

申込方法 5月8日(月)、9時から電話、ファクスまたはメールで

◎沼津市民憲章推進協議会事務局(地域自治課内) 〒410-8601 沼津市役所
 ☎055-934-4807 FAX 055-931-2606 ✉kyodo@city.numazu.lg.jp

普及啓発ポスター作品募集

「沼津市民憲章」をテーマとしたポスター作品を募集します。



応募規定 ①画材は四つ切画用紙②描画材料は自由③憲章文の一文など文字を入れても可

応募方法 応募作品1点ごとに、市役所2階地域自治課または市ホームページにある応募用紙を作品の裏面に貼り付けて、直接または郵送

対象 市内の小・中学生

応募期間 4月24日(月)～8月31日(木)

市民憲章制定50周年記念事業への協賛金を募集しています

実施事業 市民憲章制定50周年記念式典、記念絵はがき作成、普及啓発ポスター作成、千本浜公園タイムカプセル開封、記念誌発行

協賛金額 個人=10千円、
 企業・団体=105千円

募集期限 8月31日(木)

※協賛いただいた人の氏名及び広告(企業・団体)を記念式典大会誌に掲載します。
 ※納入方法等の詳細は、お問い合わせください。



information
お知らせ

沼津市民憲章は制定50周年を迎えます



◎地域自治課
☎055-934-4807

information
お知らせ

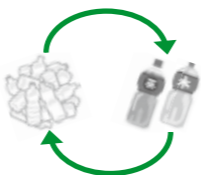
本市とコカ・コーラボトラーズジャパン(株)は、2月15日に自治体では県内初となる「ペットボトル資源循環リサイクルに関する事業連携協定」を締結しました。

4月から、本市が回収している使用済みのペットボトルはコカ・コーラ社により、「水平リサイクル(ボトルtoボトル)」を経て、飲料用ペットボトルに生まれ変わります。



水平リサイクルとは？

使用済み製品を原料として、同じ種類の製品につくりかえるリサイクルのことです。
 今回の協定により、沼津市における水平リサイクルが実現します。新たな石油由来の原料が不要となり、半永久的に資源循環できる仕組みは、環境に配慮した地球にやさしい取組といえます。



ごみの分別にご協力ください

ごみの減量と再生利用のため、ごみの分別収集を行っています。ごみは分別して、決められた日の朝8時までに、地域が指定するごみ集積場に出してください。

ごみ分別アプリ「さんあ〜る」と「ごみの分別・減量ガイドブック」

ごみの分け方や出し方、収集日などが簡単に確認できます。

詳細は、市ホームページをご覧ください。 [広報ぬまづ](#) [検索](#)



◎クリーンセンター管理課
☎055-933-0711